

橋本市告示第 81 号

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱(令和2年橋本市告示第132号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>橋本市農業振興条例施行規則(令和2年橋本市規則第38号。以下「農業振興条例規則」という。)</u>に基づく橋本ふるさと便事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、<u>農業振興条例規則及び橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において使用する用語の意義は、<u>農業振興条例規則</u>で使用する用語の例による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、橋本ふるさと便事業を実施した事業者に対し予算の範囲内において橋本ふるさと便事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、<u>橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本市の農産物及び加工品の販売を促進して農業者の所得向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市内農業者</u> 市内に住所を有する個人であって橋本市農地台帳に登録された者若しくは市外に農地を有する者(当該農地が所在する市区町村の農業委員会等が発行する耕作証明書等によりその旨が確認できる者に限る。)若しくはこれらの者で構成された団体又は市内に登録された本店若しくは主たる事業所を有する法人であって農業を営む者をいう。</p> <p>(2) <u>市内事業者</u> 市内に住所を有する個人又は市内に登録された本店若しくは主たる事業所を有する法人であって、農産物・加工品を仕入れ、販売するものをいう。</p> <p>(3) <u>農産物・加工品</u> 市内農業者が自ら生産した農産物及びこれを自ら加工したもの(委託により加工したものを含む。)で、商品として販売できるものをいう。</p> <p>(4) <u>橋本ふるさと便事業</u> 発送伝票の商品欄に「橋本ふるさと便」の文字及び農産物・加工品と分かる具体的品名を記載し、次のいずれかの方法により農産物・加工品を発送する事業をいう。 ア 市内農業者が自ら生産した農産物・加工品を消費者に直接販売</p>

し、当該消費者の依頼を受けて国内の消費者に当該農業者若しくはオンラインショッピングモール運営事業者から送付する方法  
イ 市内事業者及びオンラインショッピングモール運営事業者が仕入れた又は委託販売する橋本市産の農産物・加工品を店舗等において消費者に販売し、当該消費者の依頼を受けて国内の消費者に当該事業者から送付する方法。

なお、橋本市産の農産物・加工品であることを書類によって証明したものに限る。

(5) オンラインショッピングモール運営事業者 橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱(令和2年橋本市告示第104号)第2条及び第4条に定めるオンラインショッピングモールを運営する事業者。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、橋本ふるさと便事業を行う市内農業者又は市内事業者若しくはオンラインショッピングモール運営事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第5条及び第6条の規定により橋本ふるさと便事業指定事業者として登録されており、かつ、橋本ふるさと便事業ののぼりを掲示していること。ただし、オンラインショッピングモール運営事業者にあつては、のぼりの掲示は不要とする。

(2) 市税その他市に対する債務の滞納がないこと。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び額は、第6条第1項の規定により橋本ふるさと便事業指定事業者の受理の決定がされた日から登録年度の1月末日までの間になされた橋本ふるさと便事業に係る送料で、当該事業者が負担した送料の全額とする。

第5条～第8条 略

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したとき

第3条～第6条 略

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したとき

<p>は、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、規則第9条第1項の規定による補助金の請求及び規則第11条の規定による実績報告は、<u>第5条第1項</u>の規定による申請をもってされたものとみなし、規則第12条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、前条の規定による決定及びその通知をもってしたものとみなす。</p> <p><u>第8条～第10条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>は、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、規則第9条第1項の規定による補助金の請求及び規則第11条の規定による実績報告は、<u>第7条第1項</u>の規定による申請をもってされたものとみなし、規則第12条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、前条の規定による決定及びその通知をもってしたものとみなす。</p> <p><u>第10条～第12条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>
---	--

様式を次のように改める。

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_

(法人名) \_\_\_\_\_

氏名(代表者名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

橋本ふるさと便事業指定事業者登録申請書

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて 年度の橋本ふるさと便事業指定事業者として申込みをします。

記

橋本ふるさと便事業指定事業者の区分	市内農業者	複数の生産者の農産物を取扱う指定事業者
	市内事業者	
	オンラインショッピングモール	
発送件数の加算区分 (該当区分に○印を記入ください)	橋本市ふるさと納税返礼品協力事業者 開始予定時期(既に登録済み・ 年 月 予定)	
	オンラインショッピングモールで販売 開始予定時期(既に登録済み・ 年 月 予定)	
橋本市インターネットホームページに掲載する項目 (名称は必須)	名 称	(ふりがな)
	住 所 (所在地)	※大字を記入ください
	電話番号	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_

(法人名) \_\_\_\_\_

氏名(代表者名) \_\_\_\_\_

#### 誓約書兼同意書

私は、橋本ふるさと便事業の実施に当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、橋本ふるさと便事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽がないこと。
2. 橋本ふるさと便事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、適切に事業を行うこと。
3. 市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務がないこと。
4. 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
5. 橋本市ふるさと納税返礼品協力事業者として、発送件数の加算を受けられる場合、登録年度内において協力事業者としての返礼品受発注を適正に実施します。
6. 私は、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

様式第 3 号(第 4 条関係)

橋本ふるさと便事業指定事業者登録証明書

登録年月日	年 月 日
登録番号	
(法人名)	
氏 名 (代表者名)	
住 所 (所在地)	
発送件数	
<p>上記の者は、 年度橋本ふるさと便事業の指定事業者として登録した者であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>橋本市長</p>	

様式第4号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

橋本市長

橋本ふるさと便事業指定事業者不受理通知書

年 月 日付け申込について、下記の理由により不受理となったので、橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

不 受 理 の 理 由	
-------------	--



様式第 5 号 (第 5 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_  
(法人名) \_\_\_\_\_  
氏名(代表者名) \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

橋本ふるさと便事業補助金交付申請書兼請求書

橋本ふるさと便事業補助金について交付を受けたいので、橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

登録番号	第 号
交付申請額	円
関係書類	(1) 市税の完納証明書 (2) 運送会社からの請求書又は領収書の写し (3) 発送の詳細が分かる明細書の写し (4) 発送伝票の原本又は写し (5) 振込先の通帳の写し (6) 仕入れた農産物・加工品を販売する場合、当該商品が橋本市産であることを証明する書類 (7) その他市長が必要と認める書類

振込先口座

金融機関名		支店名	
区分	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 6 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

橋本市長

橋本ふるさと便事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった橋本ふるさと便事業補助金について、下記のとおり交付することに(下記の理由により不交付と)決定したので、橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
交 付 条 件	
不 交 付 決 定 理 由	

様式第7号(第8条関係)

第 年 月 日  
号

様

橋本市長

橋本ふるさと便事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
交 付 決 定 額 取 消 額	円
取 消 理 由	

様式第 8 号(第 9 条関係)

第 年 月 日

様

橋本市長

橋本ふるさと便事業補助金返還通知書

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり補助金の返還を請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助金交付決定額	円		
補助金返還額	円		
返還理由			
返還期日	年 月 日		
返還方法			

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。